

令和7・8年度 森林整備業務にかか る入札参加資格申請 の受付について

令和7年度および8年度に八雲町が発注する森林整備業務の入札に参加する方に必要な「資格審査申請書」を次の日程で受け付けます。

【受付期間】
2月3日(月)～28日(金)
【申請に必要な書類】
町HPで確認してください

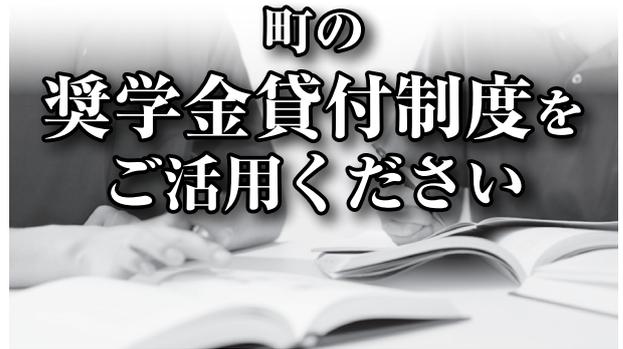


町HP

【申請・問い合わせ先】
農林課林業係
☎0137-62-2203



町の 奨学金貸付制度を ご活用ください



町では、次代を担う子どもたちや農漁業、商工業の後継者を支援するために、奨学金制度を設けています。

これから入学シーズンを迎えますが、希望される方は、下記の貸付制度の内容を確認のうえ、お申し込みください。なお、現在奨学金制度を利用中の方には、教育委員会から別途継続手続きのご案内を送付します。

【問い合わせ先】
教育委員会学校教育課
☎0137-63-3131 総務係

区分	項目	目的	対象者・手続き・受付期間	種類および金額												
高等学校・大学関係	奨学金貸付制度	有用な人材育成を目的とし、向学心に燃え、能力が十分ありながら、経済的理由により就学困難な高校生・大学生等に奨学金を貸し付けする。	<p>【対象者】 本人または保護者が八雲町に住民登録をしている者で、高校・高等専門学校・大学（短大含む）および専修学校に在学または進学を希望する者であって成績優秀な者。</p> <p>【手続き・受付期間】 4月1日までに教育委員会に願書を提出してください。願書は、教育委員会、町内の中学校および高等学校にあります。</p>	<p>【奨学金】</p> <table border="0"> <tr> <td>高校生</td> <td>10,000円(月額)</td> </tr> <tr> <td>高専生</td> <td>15,000円(月額)</td> </tr> <tr> <td>大学生・短大生</td> <td>20,000円(月額)</td> </tr> <tr> <td>専修学校生</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 高等課程</td> <td>10,000円(月額)</td> </tr> <tr> <td> 専門・一般課程</td> <td>20,000円(月額)</td> </tr> </table> <p>※卒業後1年据置10年割賦償還</p>	高校生	10,000円(月額)	高専生	15,000円(月額)	大学生・短大生	20,000円(月額)	専修学校生		高等課程	10,000円(月額)	専門・一般課程	20,000円(月額)
	高校生	10,000円(月額)														
高専生	15,000円(月額)															
大学生・短大生	20,000円(月額)															
専修学校生																
高等課程	10,000円(月額)															
専門・一般課程	20,000円(月額)															
養成奨学費補助制度	八雲町における農漁業および商工業の振興を目的として、後継者の育成、確保を図るため、奨学費を補助する。	<p>【対象者】 将来、八雲町内で農・漁業の自営を後継しようとする者で、高校の農・水産課程または大学・短大の農・漁業に関する学部・学科に在学または進学予定の者。 また、商工業の後継者で大学・短大に在学または進学予定の者。</p> <p>【手続き・受付期間】 同上</p>	<p>【奨学費】</p> <table border="0"> <tr> <td>高校生・高専生</td> <td>10,000円(月額)</td> </tr> <tr> <td>大学生・短大生</td> <td>20,000円(月額)</td> </tr> </table> <p>※卒業後に補助を受けた2倍の期間を八雲町内で自営の農漁業及び商工業に従事した場合、奨学費の返還が免除されます。</p> <p>※上記の期間を満たさなかった等、返還を必要とする事由が生じる場合があります。</p>	高校生・高専生	10,000円(月額)	大学生・短大生	20,000円(月額)									
高校生・高専生	10,000円(月額)															
大学生・短大生	20,000円(月額)															